

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局技術管理課
件名	土木・下水道積算システム改修業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年6月5日
契約の相手方名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社
契約金額	5,060,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、土木・下水道積算システムの改修業務であり、当該システムパッケージを開発し、著作権を有する業者でなければ改修が不可能となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局土木部道路環境課
件名	赤羽根跨線橋耐震補強診断業務
履行場所	さいたま市西区大字指扇地内
契約締結日	令和5年4月27日
契約の相手方名	JR東日本コンサルタンツ株式会社 さいたま営業所センター
契約金額	5,940,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務の当該橋梁は、鉄道敷内に位置し、業務実施にあたっては、鉄道基準、線路及び鉄道設備に対する安全確保、鉄道敷地内における施工計画に精通した当該業者以外で行うことは不可能であるため、当該相手方との特命随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局土木部土木総務課
件名	嘱託登記書類作成業務(単価契約)
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年5月8日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,760,000円 資料調査 公募類1,140円/筆個 資料調査 地図類1,140円/筆 外42種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、公有財産の適正な数量の把握及び売払い手続きのための土地分筆及び地積更正登記等を行う業務である。</p> <p>本件において選定した公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公庁等による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量等を適正かつ迅速な遂行に寄与する目的で設立された公益法人であり、多くの官公庁等において業務を受託し、確実に履行した実績を有している。</p> <p>また、本業務に対する適性かつ迅速な対応ができる体制を整えており、本業務の執行に関する経験、技術力及び組織力を十分に有していることから、委託成果品への将来に渡る保証力があり、他の官公庁等の業務を輻輳受託したとしても的確に応えることができる地域唯一の公益法人組織であることから、当該業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局土木部道路環境課
件名	さいたま市が管理する高速道路を跨ぐ道路橋の点検業務
履行場所	さいたま市岩槻区大字柏崎地内外
契約締結日	令和5年4月28日
契約の相手方名	東日本高速道路株式会社 関東支社加須管理事務所
契約金額	21,084,778円
随意契約によること とした理由	<p>本業務の対象橋りょうが東北自動車道の敷地内に設置されており、高速道路を通行する車両に対する安全確保を最優先する必要がある。点検作業に伴う規制延長や規制方法、規制時間などはNEXCOの定めた規定で実施するため、他の業者へ委託した場合、通行車両に著しい支障が生ずるおそれがあるため、当該相手方と特命随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局土木部広域道路推進室
件名	令和5年度核都市広域幹線道路意見聴取等支援業務
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年5月29日
契約の相手方名	株式会社建設技術研究所 関東事務所
契約金額	21,032,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、構想段階における道路計画策定プロセスを円滑に進めるものであり、地域への情報発信や意見聴取を支援する業務である。</p> <p>契約の相手方は核都市広域幹線道路の計画策定プロセス検討の業務を国と契約しており、本事業の基礎資料、データを唯一保有している。また情報発信や意見聴取の資料やシナリオなどの作成に時間的制約があることから、履行期間を短縮し、業務を履行できるのは、本事業のデータやノウハウを保有している契約の相手方のみであることから、特命随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局建築部建築総務課
件名	令和5年度木造住宅耐震診断員派遣事業に伴う業務(その1)
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年4月25日
契約の相手方名	一般社団法人埼玉建築士会
契約金額	支払限度額 (内訳) 15,642,000円 79,000円/1件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造戸建て住宅について、所有者からの申請を受け、建築士(耐震診断員)を派遣して現地調査を行い、調査結果を元に耐震診断報告書を作成して所有者に提出するものである。</p> <p>耐震診断員は、本市が実施している耐震補強等助成事業における「木造住宅耐震診断資格者名簿」への登録が必要である。そのうえで、受託者は本業務の遂行に際して申請者からの相談、要望に応じた迅速かつ柔軟な対応が求められるため、多数の耐震診断資格者を有し、状況に応じた人選をする必要がある。</p> <p>契約相手方の一般社団法人埼玉建築士会は、多数の耐震診断資格者を有しており、高水準の知識と技術、経験を持った耐震診断員の確保、状況に応じた人選が可能である。また、当該団体は公益性の高い事業を実施している団体であり、営業活動等に起因するトラブルの未然防止や、診断結果に対する相談やアドバイスの実施について信頼性が高いことから、当該団体と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局建築部建築総務課
件名	令和5年度木造住宅耐震診断員派遣事業に伴う業務(その2)
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年4月25日
契約の相手方名	一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 12,166,000円 79,000円/1件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造戸建て住宅について、所有者からの申請を受け、建築士(耐震診断員)を派遣して現地調査を行い、調査結果を元に耐震診断報告書を作成して所有者に提出するものである。</p> <p>耐震診断員は、本市が実施している耐震補強等助成事業における「木造住宅耐震診断資格者名簿」への登録が必要である。そのうえで、受託者は本業務の遂行に際して申請者からの相談、要望に応じた迅速かつ柔軟な対応が求められるため、多数の耐震診断資格者を有し、状況に応じた人選をする必要がある。</p> <p>契約相手方の一般社団法人埼玉県建築士事務所協会は、多数の耐震診断資格者を有しており、高水準の知識と技術、経験を持った耐震診断員の確保、状況に応じた人選が可能である。また、当該団体は公益性の高い事業を実施している団体であり、営業活動等に起因するトラブルの未然防止や、診断結果に対する相談やアドバイスの実施について信頼性が高いことから、当該団体と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局建築部建築総務課
件名	令和5年度木造住宅耐震診断員派遣事業に伴う業務(その3)
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年4月25日
契約の相手方名	一般社団法人埼玉建築設計監理協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 6,952,000円 79,000円/1件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造戸建て住宅について、所有者からの申請を受け、建築士(耐震診断員)を派遣して現地調査を行い、調査結果を元に耐震診断報告書を作成して所有者に提出するものである。</p> <p>耐震診断員は、本市が実施している耐震補強等助成事業における「木造住宅耐震診断資格者名簿」への登録が必要である。そのうえで、受託者は本業務の遂行に際して申請者からの相談、要望に応じた迅速かつ柔軟な対応が求められるため、多数の耐震診断資格者を有し、状況に応じた人選をする必要がある。</p> <p>契約相手方の一般社団法人埼玉建築設計監理協会は、多数の耐震診断資格者を有しており、高水準の知識と技術、経験を持った耐震診断員の確保、状況に応じた人選が可能である。また、当該団体は公益性の高い事業を実施している団体であり、営業活動等に起因するトラブルの未然防止や、診断結果に対する相談やアドバイスの実施について信頼性が高いことから、当該団体と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局建築部建築行政課
件名	さいたま市指定道路情報管理システム運用保守業務
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	2,332,000円
随意契約によること とした理由	<p>現在稼働中のさいたま市地理情報システム(以下『統合型GIS』という。)に機能追加した、建築基準法における道路等(以下「道路等」という。)の情報を管理・運用するための、さいたま市指定道路情報管理システム(以下「本システム」という。)の運用保守及び、道路等の更新情報を統合型GISで運用するデータベースへの格納を行う業務である。</p> <p>このため、本業務委託においては、現状の統合型GIS及び本システムの通常運用を確保しつつ迅速なデータ更新が行え、適切な保守管理に対応可能な、高度な技術力と経験があることが求められており、統合型GIS及び本システムの設計内容等を十分に熟知していることを求めている。</p> <p>また、統合型GIS及び本システムに使用されているSonicWebは、国際航業株式会社の製品であり、同社が有する技術的及び著作権等知的所有権の保護が必要である。</p> <p>以上の理由により、製品の特許権を有し、統合型GIS及び本システムに障害を発生させるおそれがなく、随時保守管理の対応が可能な体制を有し、統合型GIS及び本システムを導入した上記業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道財務課
件名	さいたま市下水道事業 固定資産台帳作成業務
履行場所	下水道財務課 外
契約締結日	令和5年4月7日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	4,675,000円
随意契約によること とした理由	<p>本契約は、下水道事業会計における固定資産の取得及び除却等の内容を整理して固定資産台帳を整備し、決算数値を算出するものであり、現行の処理方法を熟知し、継続的に執行する必要があることから、現契約の相手先である当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道財務課
件名	さいたま市下水道事業財務会計インボイス対応等システム改修業務
履行場所	下水道財務課 外
契約締結日	令和5年5月26日
契約の相手方名	株式会社ぎょうせい 関東支社
契約金額	3,685,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、システムの改修業務であり、当該システムの著作権を有した開発者しか出来ない業務である。そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道維持管理課
件名	下水道管路施設包括的民間委託導入可能性検討業務(下維-R5-S102)
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年5月18日
契約の相手方名	公益財団法人日本下水道新技術機構
契約金額	12,320,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、本市が管理する下水道管路施設において、現状の維持管理状況や課題を整理し、持続可能な下水道サービスの提供に必要な包括的民間委託等の導入可能性について検討を行うものである。</p> <p>国から示されている「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(令和2年3月)」においては、導入の意思決定段階において、民間事業者のコンサルタント等が支援することは利益相反等の観点から適切ではないとされている。そのため、導入可能性について検討を行う本業務の履行に当たっては、今後の事業者選定に向けた情報が漏洩しないよう管理を徹底し、恣意的・意図的な視点の介入を防ぎ、公平性・透明性に配慮した上で、客観的かつ公正な業務管理ができる業者である必要がある。</p> <p>公益財団法人日本下水道新技術機構は、管路施設包括的民間委託についての調査・研究を実施し、「下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル(案)」を発刊しているほか、民間コンサルタントでは持ち得ない知見や調査・研究を通じて整理されたデータを多数保有しており、これまで、複数の自治体において管路施設包括的民間委託の実施に向けた検討・アドバイザリー等を行ってきた唯一の公的な団体である。</p> <p>以上のことから、管路施設包括的民間委託に関する多くのノウハウを有し、公益財団法人として中立・公平な立場で本業務を実施できる日本下水道新技術機構を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、特命による随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道維持管理課
件名	水洗化等実態調査情報整理業務(下維-R5-D102)
履行場所	下水道維持管理課外
契約締結日	令和5年5月29日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	2,068,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、下水道排水設備情報の管理及び普及指導に対する支援機能の効率化のため、国際航業株式会社が独自に開発し、著作権を有するシステム「せせらいん®」に各種データの取り込み、設定を行うものであり、当該システムの特許権、著作権等を有したシステム開発者しか出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道維持管理課
件名	下水道台帳システム更新業務(下維-R5-S802)
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年5月18日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	25,850,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、下水道法第23条に規定する公共下水道台帳を調製するため、公共下水道台帳システムのデータ更新や修正を行うものである。</p> <p>本市の下水道台帳システムは、国際航業株式会社が独自に開発したシステムを採用しており、ソフトウェアの著作権を有するため、他の事業者では当システムのデータ更新や修正が現実的に不可能なことから、同システムに特化した知識を有し、システム構造などを熟知した国際航業株式会社を相手方とし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、特命による随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所道路安全対策課
件名	主要地方道さいたま春日部線(大宮区堀の内2丁目外)電線共同溝に伴う引込管等整備工事委託(通信)
履行場所	さいたま市大宮区堀の内町2丁目地内外
契約締結日	令和5年4月27日
契約の相手方名	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 埼玉支店
契約金額	21,886,753円
随意契約によること とした理由	<p>主要地方道さいたま春日部線(大宮区堀の内町2丁目外)における電線共同溝の引込管設備工事を行う必要がある。 当該路線はケーブルによる既需要家が多く、今後の電線共同溝整備工事区域以外の引込設備について、設備の位置等も熟知していることから上記業者を選定して随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所道路安全対策課
件名	道路整備工事に伴う表示登記事務業務(北建道安単契R5-1)
履行場所	北部建設事務所管内
契約締結日	令和5年4月26日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 29,150,000円 資料調査 公簿類1,139円/1筆 資料調査 地図類1,139円/1筆 外32種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は道路整備事業による道路用地の寄付に伴う不動産の表示に関する公共嘱託登記手続きを委託するものである。公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に、民法第33条の規定により設立された法人である。</p> <p>本協会には、さいたま市内の土地家屋調査士の多くが会員となっており、集団処理による即応体制が整っている。そのため、集中して発生する業務に対しても、適正かつ迅速な業務遂行が可能で、本業務を遂行するための必要な要件を備えており、かつ不動産の表示に関する公共嘱託登記手続きを受託できる地域唯一の公益法人組織である。</p> <p>以上のことから、当該法人と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所道路安全対策課
件名	道路整備工事に伴う権利登記事務業務(北建道安単契R5-1)
履行場所	北部建設事務所管内
契約締結日	令和5年4月26日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会 和久津剛司法書士事務所
契約金額	支払限度額 (内訳) 4,950,000円 所有権保存8,562円/1件 相続19,978円/1件 外26種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は道路整備事業による道路用地の寄付に伴う権利に関する公共嘱託登記手続きを委託するものである。公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会は、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に、民法第33条の規定により設立された法人である。</p> <p>当該法人は、さいたま市内の司法書士の多くが会員となっており、集団処理による即応体制が整っている。そのため、集中して発生する業務に対しても、適正かつ迅速な業務遂行が可能で、本業務を遂行するための必要な要件を備えており、かつ不動産の権利に関する公共嘱託登記手続きを受託できる地域唯一の公益法人組織である。</p> <p>以上のことから、当該法人と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所道路安全対策課
件名	主要地方道さいたま春日部線(大宮区堀の内2丁目外)電線共同溝に伴う引込管等整備工事委託(電力)
履行場所	さいたま市大宮区堀の内町2丁目地内外
契約締結日	令和5年4月12日
契約の相手方名	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
契約金額	106,380,091円
随意契約によること とした理由	<p>主要地方道さいたま春日部線(大宮区堀の内町2丁目外)における電線共同溝の引込管設備工事を行う必要がある。 当該路線はケーブルによる既需要家が多く、今後の電線共同溝整備工事区域以外の引込設備について、設備の位置等も熟知していることから上記業者を選定して随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所道路建設課
件名	岩槻中央通り線(市宿工区)電線共同溝に伴う引込管路等設備工事委託(通信)
履行場所	さいたま市岩槻区本町2丁目地内外
契約締結日	令和5年4月28日
契約の相手方名	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 埼玉支店
契約金額	9,811,494円
随意契約によること とした理由	<p>電線共同溝の引込管工事は、民地内の既設のケーブルや引込設備と密接に関係するため、当該業者が施工する新規引込設備工事と併せて施工する必要がある。また、配管や配線の敷設・接続計画は専門性が高く、使用する際に支障が生ずる恐れがあることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所用地課
件名	街路整備事業に係る嘱託登記書類作成業務(北部単契-R5-1)
履行場所	北部建設事務所管内
契約締結日	令和5年4月25日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 20,240,000円 資料調査・公簿類1,140円/筆個 資料調査・地図類1,140円/筆 外54種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、街路整備事業の用地取得に必要な公共嘱託登記を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所用地課
件名	橋りょう整備事業に係る嘱託登記書類作成業務(北部単契-R5-1)
履行場所	北部建設事務所管内
契約締結日	令和5年4月25日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,100,000円 資料調査・公簿類1,140円/筆個 資料調査・地図類1,140円/筆 外54種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、橋りょう整備事業の用地取得に必要な公共嘱託登記を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所用地課
件名	交通安全施設整備事業に係る嘱託登記書類作成業務(北部単契-R5-1)
履行場所	北部建設事務所管内
契約締結日	令和5年4月25日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 4,840,000円 資料調査・公簿類1,140円/筆個 資料調査・地図類1,140円/筆 外54種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、交通安全施設整備事業の用地取得に必要な公共嘱託登記を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所用地課
件名	河川改修事業に係る嘱託登記書類作成業務(北部単契-R5-1)
履行場所	北部建設事務所管内
契約締結日	令和5年4月25日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 3,300,000円 資料調査・公簿類1,140円/筆個 資料調査・地図類1,140円/筆 外54種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、河川改修事業の用地取得に必要な公共嘱託登記を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内 容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所用地課
件 名	道路新設改良事業に係る嘱託登記書類作成業務(北部単契-R5-1)
履 行 場 所	北部建設事務所管内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 5 月 30 日
契 約 の 相 手 方 名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 1,760,000円 資料調査・公簿類1,140円/筆個 資料調査・地図類1,140円/筆 外54種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、道路新設改良事業の用地取得に必要な公共嘱託登記を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路安全対策課
件名	道路整備工事に伴う表示登記事務業務(南建道安単契R5-1)
履行場所	南部建設事務所管内
契約締結日	令和5年4月26日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 24,090,000円 資料調査 公簿類1,139円/1筆 資料調査 地図類1,139円/1筆 外45種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は道路整備事業による道路用地の寄付に伴う分筆に関する嘱託登記手続きを委託するものである。公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法63条1項によりその専門的な能力を結合して官公庁等による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な遂行に寄与する目的で設立された利益を追求しない法人である。当該法人は、埼玉県下全域の調査士が加入する組織であり、多くの官公庁等の不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有する。そして個人事務所にある事務所閉鎖(廃業)が基本的にないため、委託成果品への将来にわたる保証力がある。尚且つ、本業務に対する適正かつ迅速な対応ができる体制を整えており、本業務の執行に関する経験、技術力及び組織力を十分に有していることから、他の官公庁等の業務を輻輳受託したとしても的確に答えることができる唯一の公益社団法人である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にある「その性質又は目的が競争に適しないものをするとき」の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と特命随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路安全対策課
件名	道路整備工事に伴う権利登記事務業務(南建道安単契R5-1)
履行場所	南部建設事務所管内
契約締結日	令和5年4月19日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会 和久津剛司法書士事務所
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,100,000円 所有権保存9,602円/1件 相続22,403円/1件 外27種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は道路整備事業による道路用地の寄付に伴う所有権移転等に関する嘱託登記手続きを委託するものである。</p> <p>本業務は、司法書士法に定める司法書士、司法書士法人又は公共嘱託登記司法書士協会が行える特殊な業務である。選定業者の公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会は、同法第63条第1項により官公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とする。</p> <p>また、他の司法書士及び司法書士法人等がさいたま市において入札資格者の登録をしていないことから、本業務を遂行できるのは選定業者の公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会になる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にある「その性質又は目的が競争に適しないものをするとき」の規定により、公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会と特命随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路安全対策課
件名	東北本線浦和・さいたま新都心間松原跨線人道橋補修工事
履行場所	さいたま市浦和区常盤2丁目地内外
契約締結日	令和5年6月21日
契約の相手方名	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社
契約金額	245,375,592円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、JR東北本線上に架かる松原跨線人道橋の補修工事委託である。</p> <p>当該橋梁は鉄道敷内に位置しているため、工事実施に際しては運行列車に対する安全確保が最優先されること、また、列車の安全運行を支える鉄道諸設備の防護等が必要となることから、他の業者に本業務を依頼した場合、列車運行に著しい支障が生ずる恐れがある。以上の理由から、東日本旅客鉄道株式会社大宮支社と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路建設課
件名	産業道路原山工区電線共同溝引込管等設備工事委託(通信R5)
履行場所	さいたま市緑区原山1丁目地内外
契約締結日	令和5年5月10日
契約の相手方名	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 関信越事業部埼玉支店
契約金額	18,708,466円
随意契約によること とした理由	<p>無電中化推進計画に伴う引込管等設備工事及び電線敷設工事等(以下、地中化工事という。)を実施するにあたり、平成18年9月1日付で東日本電信電話株式会社埼玉支店とエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社首都圏支店並びにさいたま市の3者間で地中化工事に関する協定書(以下、本協定という。)を締結しており、本協定第13条において、引込管等設備工事に関する設計及び工事実施、施工監理等をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社首都圏支店へ委託することができるとしている。また、本協定第14条において、個別の引込管等設備工事に関する委託については、本協定に基づき、別途委託契約を締結するものとしている。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、「エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社関信越事業部埼玉支店」との1者特命随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路建設課
件名	道場三室線2工区電線共同溝引込管等設備工事委託(通信R5)
履行場所	さいたま市桜区西堀9丁目地内外
契約締結日	令和5年5月10日
契約の相手方名	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 関信越事業部埼玉支店
契約金額	36,281,132円
随意契約によること とした理由	<p>無電中化推進計画に伴う引込管等設備工事及び電線敷設工事等(以下、地中化工事という。)を実施するにあたり、平成18年9月1日付で東日本電信電話株式会社埼玉支店とエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社首都圏支店並びにさいたま市の3者間で地中化工事に関する協定書(以下、本協定という。)を締結しており、本協定第13条において、引込管等設備工事に関する設計及び工事実施、施工監理等をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社首都圏支店へ委託することができるとしている。また、本協定第14条において、個別の引込管等設備工事に関する委託については、本協定に基づき、別途委託契約を締結するものとしている。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、「エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社関信越事業部埼玉支店」との1者特命随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路建設課
件名	産業道路原山工区電線共同溝引込管等設備工事委託(電力R5)
履行場所	さいたま市緑区原山1丁目地内外
契約締結日	令和5年6月1日
契約の相手方名	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
契約金額	28,635,215円
随意契約によること とした理由	<p>無電柱化推進計画に伴う引込管等設備工事及び電線敷設工事等(以下、地中化工事という。)を実施するにあたり、平成18年9月1日付で東京電力株式会社、埼玉支店さいたま支社と東京電力株式会社埼玉支店春日部支社並びにさいたま市の3者間で地中化工事に関する協定書(以下、本協定という。)を締結しており、本協定第13条において、引込管等設備工事に関する設計及び工事実施、施工監理等を東京電力株式会社埼玉支店さいたま支社へ委託することができるとしている。また、本協定第14条において、個別の引込管等設備工事に関する委託については、本協定に基づき、別途委託契約を締結するものとしている。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、「東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社」(平成28年、東京電力株式会社は東京電力パワーグリッドを分社化。)との1者特命随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所用地課
件名	市道C-29号線(道場三室線)嘱託登記書類作成業務(南用-R5-1)
履行場所	さいたま市桜区南元宿2丁目地内
契約締結日	令和5年5月17日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	1,025,200円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「主要地方道さいたま鴻巣線バイパス整備に伴う交差点改良事業(市道C-29号線)」の用地取得に必要な嘱託登記書類の作成を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所用地課
件名	交通安全施設整備事業に係る嘱託登記書類作成業務(南部単契-R5-1)
履行場所	さいたま市南部建設事務所管内
契約締結日	令和5年5月2日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 2,640,000円 資料調査公簿類1,140円/筆個 資料調査地図類1,140円/筆 外54種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、交通安全施設整備事業の用地取得に必要な嘱託登記書類の作成を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所用地課
件名	街路整備事業に係る嘱託登記書類作成業務(南部単契-R5-1)
履行場所	さいたま市南部建設事務所管内
契約締結日	令和5年5月2日
契約の相手方名	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 4,840,000円 資料調査公簿類1,140円/筆個 資料調査地図類1,140円/筆 外54種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、街路整備事業の用地取得に必要な嘱託登記書類の作成を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>